

頁	検討事項	
	はじめに	●【新規】新たに最近の事例を紹介、マニュアルの概要、今後の活用について記述する。
1	序章 対象災害の範囲	
3	1節 対象	<p>対象範囲をテロ以外の原因(事故等)によるBC災害まで広げることとしたが、BC災害を網羅的に記述しているわけではない。改めて本マニュアルで対象とする災害を明確化しておくことが必要ではないか。</p> <p>●BC災害はテロに限られないことから、対象範囲は変更しない。ただし、テロ特有の内容については、それを明確にするため、その旨本文の中で明示する。また、火災、爆発については、BC災害特有のものではないことから、従来どおり既存マニュアルにより対応すべきものとするが、BC災害においても同様の危険性があることから、新たに消防活動における留意事項(①防護服の上に防火服の着装②静電気発生防止措置③爆発防止のための可燃性ガスの拡散④援護注水⑤最小限の隊・隊員による活動)として、本文に追記する。そのことを、P3において明確にするため、【文案】「化学災害等の消防活動においては、火災や爆発(爆発危険性を含む。)への配慮が必要となることから、本マニュアルでは、当該活動における留意事項を必要に応じ記述した。」を追記する。</p>
		<p>内容的には現行マニュアルからの転記が中心となっており、テロ以外の原因によるBC災害に十分対応できるものとなっているか。</p> <p>●消防活動については、テロとテロ以外の原因によるものとの大きな差異はないが、留意事項として、火災・爆発への留意事項などがあることから、それを記述することにより充実させる。</p>
		<p>火災・爆発を伴うBC災害(爆発による危険物質の漏洩等)を対象に加えることとした場合、火災・爆発に関する既存マニュアル等との関係については、どのように整理すべきか。また、どのように記述すべきか。</p> <p>●本マニュアルは、BC災害の特有性に着目したマニュアルであることから、火災・爆発については、消防活動を包括的に網羅している既存マニュアルに委ねるべきと考える。ただし、現実には、BC災害においても、火災・爆発の危険性があることから、上記記述のとおり本文に留意事項を追記する。</p>
		<p>化学災害又は生物災害の活動では、2次災害(原因物質が見えないなどの特異性、火災・爆発危険)の可能性が高い。昨年度改正マニュアルでは、消防隊員の体調管理と健康管理の記述はあるが、2次災害から身を守るための安全管理に関する記述が不足しているため、追加が必要ではないか。</p> <p>●ホットゾーンからの退避など、安全管理に関する記述が必要であることから、「緊急退避」として、新たに項を起し、P71、86に追記する。</p>
		<p>国内外の参考となる災害(テロ災害に限定せず)の事例や訓練などの情報をマニュアルの中に適宜反映した方がより実践的なものになるのではないか。</p> <p>●区域(ホット・ウォーム・コールド)の設定など、より実態に即した内容(別紙1参照)を明示することが、マニュアルの実効性を高めることになるので、国内外の事例等の調査結果を記述する。</p>
4	2節 化学災害	
4	・化学災害とは	
4	・化学テロ災害とは	
4	・化学剤	
18	(サリン事件等を契機とするこれまでの対応)	<p>「サリン事件等を契機とするこれまでの対応」は参考になるものの、この場所が適切か。</p> <p>●記述場所を変更し、他の国内外の事例等とあわせて記述する。</p>
19	3節 生物災害(バイオハザード)	
19	・生物災害とは	
19	・生物テロ災害とは	
19	・衛生主管部局(保健所)との事前調整	
19	・生物剤	
		<p>●「化学災害及び生物災害時における消防活動の基本原則」を新たに章を起し、第1節「消防活動の主眼」第2節「関係機関との連携」を記述する。(別紙2参照)</p>
27	1章 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置	
29	1節 通信指令部署の対応	
29	・119番受信から出動指令まで	<p>個々のフローチャートではなく全体を俯瞰できる活動のフローチャートがあると解りやすいのではないか。</p> <p>●活動全体のフローを整理する中で、必要となる全体を俯瞰できるフローチャートを明示する。</p>

マニュアルの見直し案

30		「化学テロ災害又は生物テロ災害の疑いと推定」、「化学災害と推定」、「生物災害と推定」では微妙な相違点があるが、その説明があった方が良いのではないか。	●「化学テロ災害又は生物テロ災害の疑いと推定」、「化学災害と推定」、「生物災害と推定」の3つで微妙な相違点があるが、ほぼ内容は同様のため、一本化しつつ、微妙な相違点のうち、必要な内容については明確化することにより、全体と相違点ともにわかりやすくする。【文案】P30(1)⑦の追加聴取事項を削除する。(2)「出勤させた後の追加聴取と指示事項」①追加聴取項目②通報者に対しての指示事項に整理一本化する。
32	・関係機関への情報提供		
32	・化学テロ災害に伴う部隊編成の考え方(例)	「部隊編成の考え方」は、一例を提示するだけでは不十分であり、その基となる考え方を充実し記述することが必要ではないか。また、第2章以降の活動と関連させて、事態の進展に応じてどのように変更していくのかも記述した方が良いのではないか。	●部隊編成を行う際の基礎資料として、①生物・化学災害において実施する活動項目ごとに、その活動を行う上で最低限必要となる隊数・隊員数・装備等(基礎編成)を示し、②さらに基礎編成から部隊規模を増加する要因となるケース(通報時の付加情報、災害現場での取得情報、災害状況の変化等)を可能な限り多く例示するとともに、③それらを活動全体のフローとリンクさせて示す。(別紙3参照) これにより消防本部においては、本基礎資料と自己の消防力(部隊数、装備資機材、活動技術等)を照らし合わせることで、出場部隊の編成、さらには自己では対応できない活動(=要請すべき応援隊)を容易に確認することが可能となる。
34	2節 消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置		
34	・消防対策本部の役割	「応援の要請」は、関係機関等を記述するだけでなく、どのような場合にどこに対して何の応援を要請するか、その基となる考え方、基準等を充実させ記述させることが必要ではないか。また、第2章以降の活動と関連させて記述した方が良いのではないか。	●前記「部隊編成の考え方」において①活動項目ごとの基礎編成、②基礎編成からの部隊規模の増加要因、③活動全体のフローとのリンクを整理することで、「応援の要請」の考え方も示すことができることから、整理・一本化することとし、本節からは削除する。
35	・関係機関との調整内容		
38	・メディア対応		
41	2章 化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動		●全体、そして、第2章「化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」、第3章「化学災害時における消防活動」、第4章「生物災害時における消防活動」の相違点を明らかにするため、章立てを変更し、見比べやすくする。【文案】第3章 化学災害又は生物災害時における消防活動(初動活動)以下関連する変更は(*)で表示
43	1節 出動から初動活動までの留意点		
43	・出動から現場到着まで		
44	・現場到着から活動開始まで		
45	2節 区域の設定(ゾーニング)	ゾーニングはJane's Chem-Bio Handbookから参考例を転記するだけでなく、災害の種類・規模、周辺状況、事態の進展等に応じてどのようなゾーニングが必要になるか、訓練事例なども参考にしつつ、その基となる考え方など記述した方が良いのではないか。また、検知の結果、どのようなレベルになればゾーニングを変更するのかについて判断基準等が必要ではないか。化学災害時と生物災害時のゾーニングが同様の内容となっているが、微妙な相違点があるので、その説明があった方が良いのではないか。	●現行のゾーニングの考え方(初動期における区域設定の目安として、最大限これくらいみておく必要があり、その後の状況変化にあわせ、拡大・縮小させるものである。)を図2-1、2-2の下に記述する。図2-3(P47)はより実態に即した内容とするため、削除し、(別紙1参照)を挿入する。ゾーニングの変更については、第3章(応急対策活動)の中で記述する。生物災害の場合にも、研究施設からの漏洩など、ゾーニングを必要とする事例があることから、従来どおり化学災害時と同様のゾーニングとする。内容を充実するため、米国のファーストレスポnderが初動期において、物質名が判明しているときに活用しているERG2012のINITIAL ISOLATION AND PROTECTIVE ACTION DISTANCESの緑表(GREEN TABLES)を参考として巻末に記載する。
48	3節 化学剤・生物剤への防護		
48	・防護措置(レベル別)		
			●第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動(応急対策活動)(*)
54	・レベル別活動隊の活動範囲	初動活動と消防活動で「レベル別活動隊の活動範囲」では微妙な相違点があるが、事態の推移により異なる場合は、時点間の変更について記述する方が良いのではない	●第1節1項 レベル別活動隊の活動範囲 表2-2(P54)を(別紙4参照)のとおり記述し、表3-1(P65)、表4-1(P79)を削除する。(*)
54	・レベル別活動隊の主な活動		●第1節2項 レベル別活動隊の主な活動 章立ての変更により対応することとし、P66、80を削除する。(*)
55	・簡易検知活動		●第1節3項 簡易検知活動 章立ての変更により対応することとし、P71、85を削除する。(*)
56	(レベル別活動隊のフローチャート)	また、個々のフローチャート間で微妙な相違点がある場合は、その説明があった方が良いのではないか。	●図2-9・2-10を章立ての変更により対応することとし、図3-1・3-2(P67・68)、図4-1・4-2(P81・82)を削除する。(*)

マニュアルの見直し案

		また、「レベル別活動隊のフローチャート」が変化していることも明示化すべきではないか。	●上記により対応する。(*)
58	・ 消防活動の優先順位		●第1節4項 消防活動の優先順位 優先順位の考え方は文章記述で足りており、図2-11は効果的な図ではなく、誤解を招く恐れもあることから削除する。
59	(消防活動の優先順位)	また、個々のフローチャート間で微妙な相違点がある場合は、その説明があった方がよいのではないか。	●上記により対応する。(*)
60	4節 最先着隊がレベルD隊であった場合の活動	「第1項 出動から現場到着の活動」は、レベルD隊以外の記述も入り込んでいるため、「第2項 レベルA・B・C隊の到着後からの活動」との関係も踏まえつつ再整理が必要ではないか。なお、第2項は位置づけを再考すべきではないか。	●最先着隊がレベルD隊(化学剤や生物剤に対する防護服を着装していない隊)であった場合に特化した内容を記述することにより、実態に即した内容となることから、P43の全ての隊に共通する一般的な初動活動との相違点のみ(P61(2)現場到着時の活動について、第2項レベルABC隊の到着後からの活動)を記述することとし、第1項(1)①②は削除する。
60	・ 出動から現場到着の活動		
61	・ レベルABC隊の到着後からの活動		
61	5節 広報内容		
63	3章 化学災害時における消防活動		
65	1節 レベル別活動隊の活動範囲	初動活動と消防活動で「レベル別活動隊の活動範囲」では微妙な相違点があるが、事態の推移により異なる場合は、時点間の変更について記述する方がよいのではないか。	●表2-2(P54)と一本化することにより、削除する。(*)
66	2節 レベル別活動隊の主な活動	化学災害時と生物災害時の活動内容を比較しつつ、その相違を明示化し、記述内容、フローチャートを再整理すべきではないか。	●P54と一本化することにより、削除する。(*)
66	・ レベルA活動隊		(*)
66	・ レベルB活動隊		(*)
66	・ レベルC活動隊		(*)
66	・ レベルD活動隊		(*)
67	(レベル別活動隊のフローチャート)	また、個々のフローチャート間で微妙な相違点がある場合は、その説明があった方がよいのではないか。	●図2-9・2-10と一本化することにより、削除する。(*)
		また、「レベル別活動隊のフローチャート」が変化していることも明示化すべきではないか。	●上記により対応する。(*)
69	3節 ホットゾーンでの活動		●第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動(応急対策活動)第4節 ホットゾーンでの活動とし、一本化することにより、P83~87を削除する。(*)
69	・ ホットゾーンの設定	ゾーニングはJane's Chem-Bio Handbookから参考例を転記するだけでなく、災害の種類・規模、周辺の状態、事態の進展等に応じてどのようなゾーニングが必要になるか、訓練事例なども参考にしつつ、その基となる考え方など記述した方がよいのではないか。また、検知の結果、どのようなレベルになればゾーニングを変更するのかについて判断基準等が必要ではないか。化学災害時と生物災害時のゾーニングが同様の内容となっているが、微妙な相違点があるので、その説明があった方がよいのではないか。	●現行のゾーニングの考え方(初動期における区域設定の目安として、最大限これくらいみておく必要があり、その後の状況変化にあわせ、拡大・縮小させるものである。)を図2-1、2-2の下に記述する。図2-3(P47)はより実態に即した内容とするため、削除し、(別紙1参照)を挿入する。ゾーニングの変更については、第3章(応急対策活動)の中で記述する。生物災害の場合にも、研究施設からの漏洩など、ゾーニングを必要とする事例があることから、従来どおり化学災害時と同様のゾーニングとする。内容を充実するため、米国のファーストレスポnderが初動期において、物質名が判明しているときに活用しているERG2012のINITIAL ISOLATION AND PROTECTIVE ACTION DISTANCESの緑表(GREEN TABLES)を参考として巻末に記載する。
71	・ ホットゾーンの設定変更		(*)
71	・ 簡易検知活動		(*)
71	・ 危険排除		(*)
71	・ 救助活動		(*)

マニュアルの見直し案

			<p>●「緊急退避」として、項を新たに起こし、次のとおり記述する。 【文案】「次に掲げる事態が生じたときは、直ちにホットゾーンから退去する。」 1 化学防護服に破れ等異状が生じたとき 2 空気呼吸器に異状が生じたとき 3 活動中に受傷する等の事故が発生したとき 4 高濃度の可燃性ガスを検知したとき 5 その他の異状が生じたとき」</p>
72	・ボンベ交換方法		(*)
72	・活動時間の管理		(*)
72	4節 ウォームゾーンでの活動		第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動(応急対策活動)第5節 ウォームゾーンでの活動とし、一本化することにより、P87、88を削除する。(*)
72	・ウォームゾーンの設定		(*)
73	・暴露者集合場所の決定		(*)
73	・誘導活動		(*)
73	・1次トリアージ		(*)
73	・ボンベ交換方法		(*)
74	・活動時間の管理		(*)
74	5節 コールドゾーンでの活動		第4章 化学災害又は生物災害時における消防活動(応急対策活動)第6節 コールドゾーンでの活動とし、一本化することにより、P89～92を削除する。(*)
74	・コールドゾーン(消防警戒区域)の設		(*)
74	・現場指揮本部の開設		(*)
75	・広報・避難誘導		(*)
75	・2次トリアージポスト及び救護所の設		(*)
75	・2次トリアージ		(*)
76	・救急隊の活動		(*)
77	4章 生物災害時における消防活動		
79	1節 活動隊の活動範囲		●表2-2(P54)と一本化することにより、削除する。(*)
80	2節 レベル別活動隊の主な活動	<input type="checkbox"/> 化学災害時と生物災害時の活動内容を比較しつつ、その相違を明示化し、記述内容、フローチャートを再整理すべきではないか。	●P54と一本化することにより、削除する。(*)
80	・レベルA活動隊		(*)
80	・レベルB活動隊		(*)
80	・レベルC活動隊		(*)
80	・レベルD活動隊		(*)
81	(レベル別活動隊のフローチャート)	また、個々のフローチャート間で微妙な相違点がある場合は、その説明があった方が良いのではないか。	●図2-9-2-10と一本化することにより、削除する。(*)
83	3節 ホットゾーンでの活動	ゾーニングはJane's Chem-Bio Handbookから参考例を転記するだけでなく、災害の種類・規模、周辺状況、事態の進展等に応じてどのようなゾーニングが必要になるか、訓練事例なども参考にしつつ、その基となる考え方など記述した方が良いのではないか。また、検知の結果、どのようなレベルになればゾーニングを変更するのかについて判断基準等が必要ではないか。化学災害時と生物災害時のゾーニングが同様の内容となっているが、微妙な相違点があるので、その説明があった方が良いのではないか。	●P69～72と一本化することにより、削除する。(*)
83	・ホットゾーンの設定		(*)
85	・ホットゾーンの設定変更		(*)
85	・簡易検知活動		(*)
85	・危険排除		(*)
86	・救助活動		(*)
			<p>●「緊急退避」として、項を新たに起こし、次のとおり記述する。 【文案】「次に掲げる事態が生じたときは、直ちにホットゾーンから退去する。」 1 化学防護服に破れ等異状が生じたとき 2 空気呼吸器に異状が生じたとき 3 活動中に受傷する等の事故が発生したとき 4 高濃度の可燃性ガスを検知したとき 5 その他の異状が生じたとき」</p>
86	・集合管理		(*)

マニュアルの見直し案

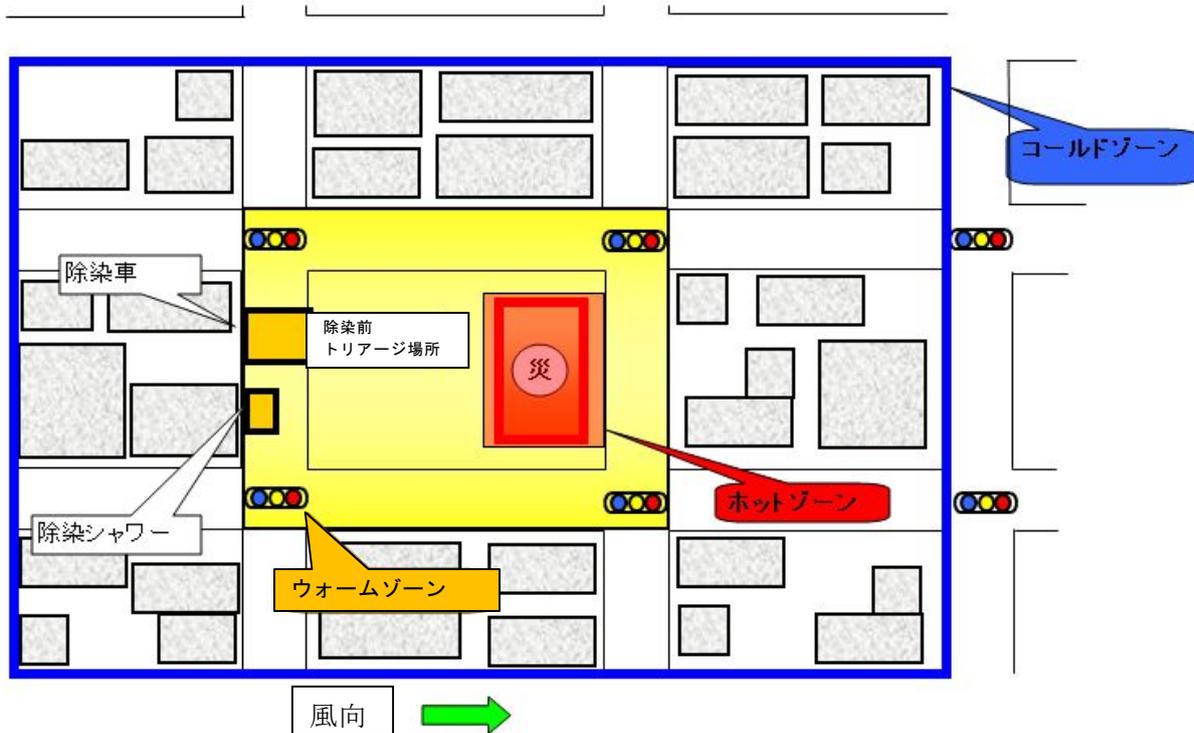
87	・活動時間の管理		(*)
87	4節 ウォームゾーンでの活動		●P72～74と一本化することにより、削除する。(*)
87	・ウォームゾーンの設定		(*)
87	・曝露者集合場所の決定		(*)
88	・誘導活動		(*)
88	・医療従事者と消防機関の協議		(*)
88	・1次トリアージ		(*)
88	・活動時間の管理		(*)
89	5節 コールドゾーンでの活動		●P74～76と一本化することにより、削除する。(*)
89	・コールドゾーン(消防警戒区域)の設		(*)
89	・現場指揮本部の開設		(*)
89	・2次トリアージポスト及び救護所の設		(*)
89	・2次トリアージ		(*)
90	・広報・避難誘導		(*)
91	・救急隊の活動		(*)
93	5章 除染活動		
95	1節 除染		
95	2節 除染の分類		
95	・乾式除染		
100	・温水除染		
102	3節 化学災害又は生物災害時の除染活		
102	・化学災害		
103	・生物災害		
104	・除染活動要領		
107	・環境除染		
107	・使用資機材の除染		
108	・活動隊員の除染		
108	・汚水処理		
108	4節 専用の資機材がない場合の除染		
108	・目的		
108	・除染方法の具体例		
109	5節 合理的な除染活動の流れ		
110	6節 除染剤の種類		
110	・さらし粉		
110	・次亜塩素酸ナトリウム		
110	・石鹼等(アルカリ石鹼水、中性洗剤)		
111	6章 隊員の安全管理・体調管理・健康管理の留意点		
113	1節 化学災害又は生物災害活動中の隊員の安全管理		●隊員の安全管理については、最も重要な事項のひとつであることから、活動に関する留意事項などを記述することにより、内容の充実を図る。
113	2節 化学災害又は生物災害活動中の隊員の体調管理		
113	・化学災害又は生物災害活動中の体調管理の留意事項		
114	・水分補給		
118	3節 化学災害又は生物災害に携わった隊員のケア		
118	・化学災害又は生物災害の活動後における健康管理		
118	・惨事ストレスによるストレス反応と惨事ストレスケア		
123	参考資料1 消防本部が保有している主なBC対応資機材	特殊な資機材・車両については、一般的な機能等の記述に留めずに、実際の災害や訓練での活用事例などを踏まえて、どのように運用すべきかについて記述した方がよいのではないか。	●より実態に即した内容を明示することが、マニュアルの実効性を高めることになるので、事例等の調査結果を記述する。
131	参考資料2 天然痘の発症者(疑いを含む。)の対処		
145	参考資料3 建物内で白い粉等の確認により119番通報があった場合の対処		

マニュアルの見直し案

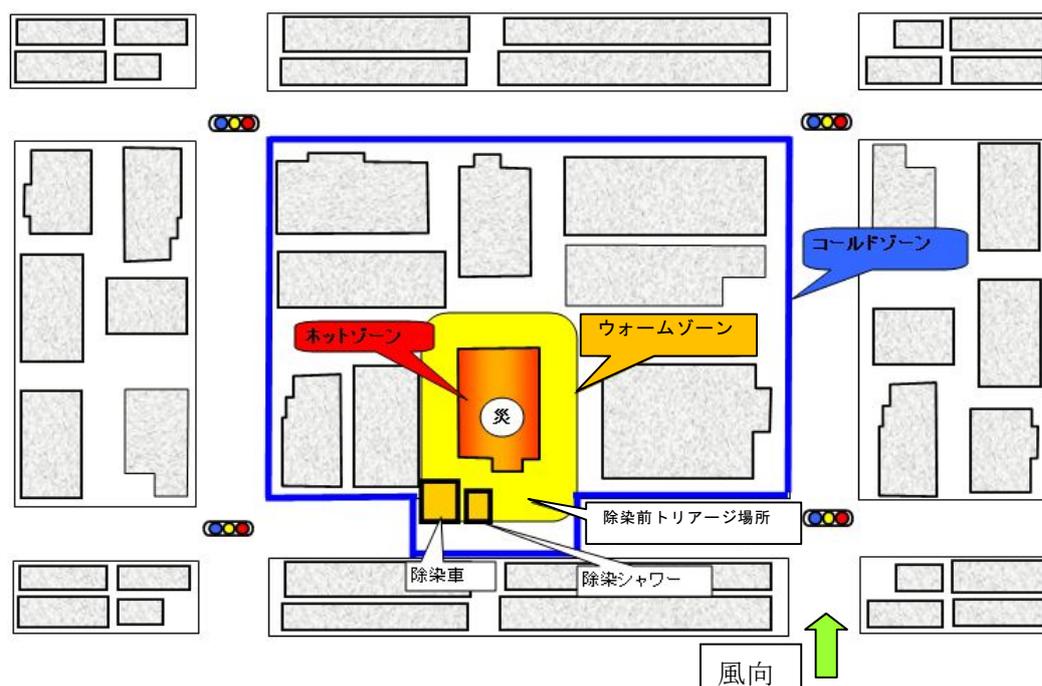
149	参考資料4 NBC災害活動時の合図要領		
155	参考資料5 関係機関URL		
159	参考資料6 NBCテロ対処現地関係機関連携モデル		
その他		旧マニュアル中の「生物・化学テロ災害時における消防機関の活動確認帳」を修正し、追加すべき。	●旧マニュアル中の「生物・化学テロ災害時における消防機関の活動確認帳」に章立ての変更や内容変更を反映したうえで、追記する。

マニュアルの実効性を高めるために、以下のような実態に即したゾーニング方法（例）を新たに追記する。

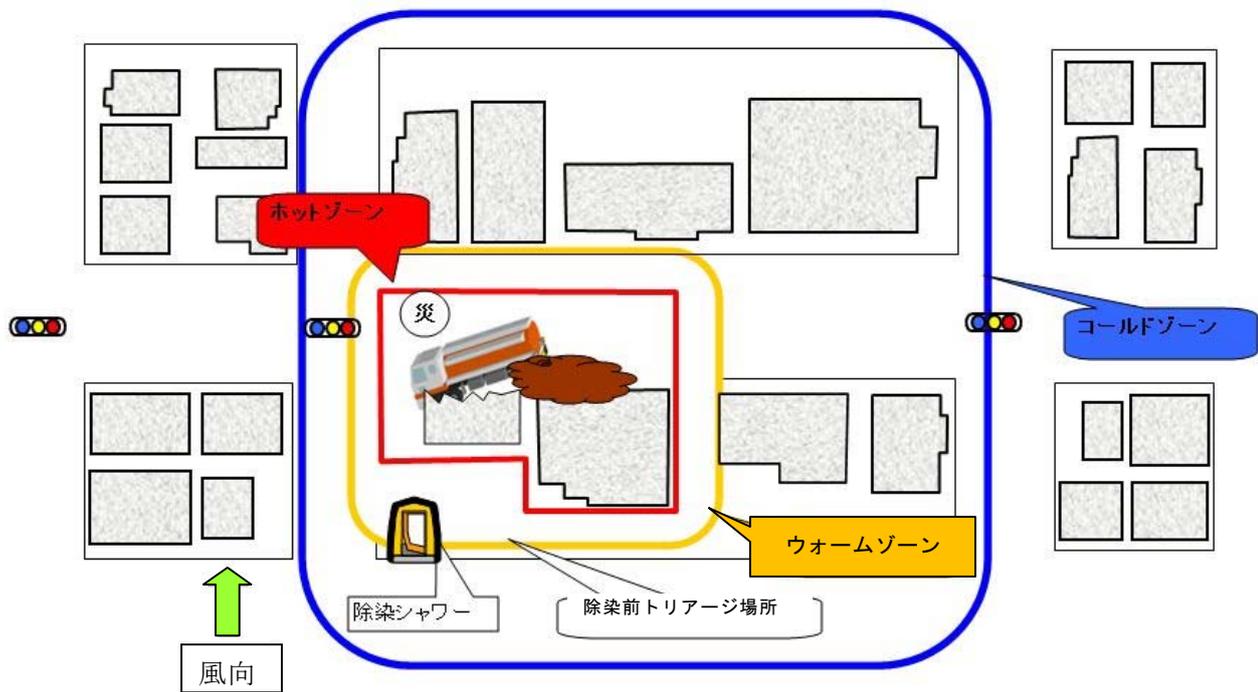
- 1 建物内で発生し、街区全体をウォームゾーンとした場合（広めにとった場合）



- 2 建物内で発生し、建物周辺をウォームゾーンとした場合



3 道路上にて、有害化学物質移送車両が交通事故等が発生させた場合



注 ゾーニングは風向きを第一条件とし、災害形態により  
室→建物→敷地→道路→街区→町丁名といった区切りで設定される。

## 第1章 化学災害及び生物災害時における消防活動の基本原則

### 第1節 消防活動の主眼

消防は、国民の生命・身体・財産の保護、災害の防除及び被害の軽減を任務としている。各消防本部は、その規模に差異があり、消防本部ごとの装備、資機材、車両数等も異なっている。このため、ここでは、消防活動の基本的な考え方を記すこととし、実際の対処にあたっては、広域応援隊や関係機関等との連携を図りながら、各地域の実状に応じた活動を行わなければならない。

化学災害及び生物災害時における消防活動は、強い指揮統制及び関係機関との連携のもと、災害の実態及び危険性を早期に把握し、活動隊員の安全を確保しつつ、被害の拡大防止と住民の安全確保を図るため、以下の事項を最重点に活動する。

- ① 活動隊員に対する化学・生物剤の曝露防止（活動隊員の安全管理）
- ② 被害の拡大防止（化学・生物剤の拡散防止及び活動隊員、被害者、資機材、救急車等を介した化学・生物剤の拡散防止）
- ③ 区域の設定（ホット・ウォーム・コールド）の設定
- ④ 原因物質の早期特定（簡易検知）と危険性の把握
- ⑤ 要救助者の救助
- ⑥ 被害者の一次除染
- ⑦ 多数の傷病者に対する救急処置と医療機関への搬送
- ⑧ 活動隊員、使用資機材・車両等の除染
- ⑨ 関係機関との連携

### 第2節 関係機関との連携

化学災害及び生物災害に対処するためには、消防機関が必要に応じ相互に連携するのはもちろんのこと、関係機関との連携を十分に行わなければ、救助・救急搬送、救急医療、原因物質の特定、除染等に関する活動を迅速かつ的確に実施することはできない。そこで、消防機関はいち早く災害の発生を知る立場にあることから、関係機関に対する早期の通報、情報提供を行うとともに、災害現場においても、後述する現地連絡調整所を活用し積極的に関係機関との連携を図らなければならない。

# 標準部隊編成

## (1) 基礎となる編成として、各活動における必要最低限の部隊を設定

※消防隊＝1隊5名、救助隊＝1隊5名、指揮隊＝1隊3名、救急隊＝1隊3名とする。

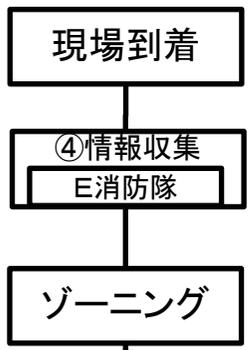
⇒ 原因物質(濃度)は不明、要救助者数は少なくとも1名以上である場合を想定

＝ 各活動項目において最低限必要となる最小規模の部隊

合計 18隊 84人

区域	活動項目	活動隊	活動隊	隊員数	活動内容
	情報収集	消防隊	1隊	5人	・通報者からの情報収集 ・周囲の状況
	簡易検知活動	救助隊	1隊	5人	・レベルA防護服を着装し、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、可燃性ガス測定器を持ち検知する。
ホットゾーン	ホットゾーンの設定	救助隊	1隊	5人	・化学剤又は生物剤あるいはそれらの収納容器等の残留物が目視で確認(液体等)できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ・建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所 ・人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 ・簡易検知器により反応がでる付近一帯 ・小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯
	危険物排除	救助隊	1隊	5人	・拡散させないようにビニール等で覆う。
	検索・救助活動	救助隊	1隊	5人	・レベルA防護服を着装した1人以上で隊員の誘導、簡易検知活動(必要に応じて)及び安全管理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行う。
	除染所の設営	消防隊	1隊	5人	・曝露者用の除染所と隊員用の除染所を設営する。
	除染活動	消防隊	1隊	5人	・曝露者及び隊員に対し、乾的除染(清拭除染、乾燥砂等除染、脱衣)又は温水除染を行う。
ウォームゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1隊	5人	・ホットゾーンの境界線から除染所までをウォームゾーンと定める。
	曝露者集合場所の決定	消防隊	1隊	5人	・無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。
	誘導活動	消防隊	1隊	5人	・気分不良等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。
	1次トリアージ	消防隊	1隊	5人	・START法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。 ・化学剤又は生物剤の付着の有無等により、除染方法(除染なし・服交換・水的除染)を区分する。
	現場指揮本部の設定・指揮	指揮隊	1隊	3人	・十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。 ・他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。 ・現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整する。
	コールドゾーンの設定	消防隊	1隊	5人	・ウォームゾーンの境界線(除染場所)から消防警戒区域(テープ、ロープ等により明示)までをコールドゾーンと定める。 ・症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制行う。 ・コールドゾーン(消防警戒区域)を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。
コールドゾーン	救護所の設置	消防隊	1隊	5人	・トリアージや応急処置を実施するための救護所を設営する。
	広報活動	消防隊	1隊	5人	・消防警戒区域内にいる住民への避難広報
	誘導活動	消防隊	1隊	5人	・曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。 ・コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。 ・1次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。
	2次トリアージ	救急隊	1隊	3人	・トリアージタグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 ・トリアージタグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定し、応急処置を実施する。
	救急搬送	救急隊	1隊	3人	・医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して搬送病院の選定を行う。 ・医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関(災害拠点病院等)に搬送する。
	合計		18隊	84人	

(2) (1)を踏まえ活動内容に応じた効率的な標準部隊を設定(例)

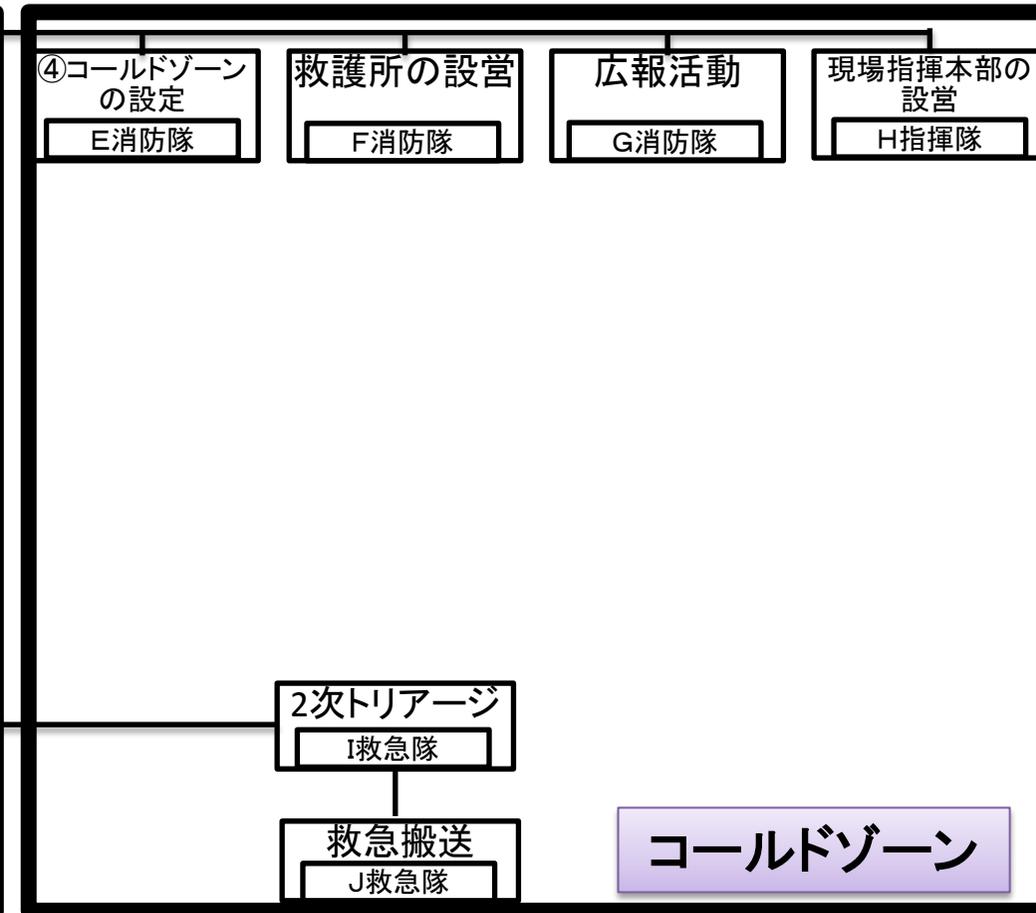
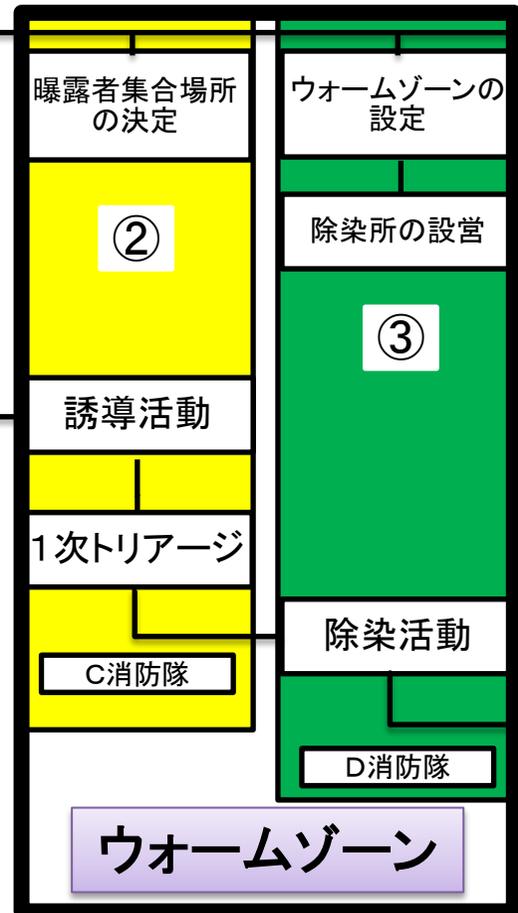
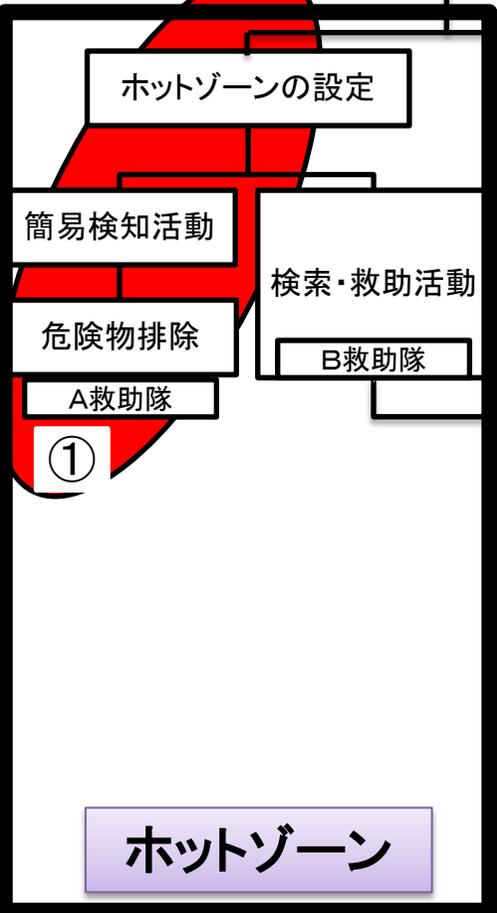


効率的な活動を行うため、以下の活動項目を1隊で実施する。

- ① ホットゾーンの設定、簡易検知活動、危険物排除 ⇒ 救助隊1隊5名
- ② 曝露者集合場所の決定、誘導活動、1次トリアージ ⇒ 消防隊1隊5名
- ③ ウォームゾーンの設定、除染所の設営、除染活動 ⇒ 消防隊1隊5名
- ④ 情報収集、コールドゾーンの設定 ⇒ 消防隊1隊5名

⇒ 救助隊(A・B)合計=2隊10名、消防隊(C、D、E、F、G)合計=5隊25名  
 指揮隊(H)合計=1隊3名、救急隊(I、J)合計=2隊3名

合計 10隊 44名



ホットゾーン

ウォームゾーン

コールドゾーン

### (3) 通報時の付加情報、災害現場での取得情報、災害状況の変化等、基礎編成から部隊規模を増加する要因となるケース

#### ① 複数の要救助者

⇒ 救助活動、除染活動及び救急活動の充実・迅速化

#### ② 住宅密集地域、多数人が出入りする施設内など

⇒ ①に加え、広報活動及び避難誘導の充実化

#### ③ 活動時の時間帯、気象状況など

⇒ ・風有 ... 原因物質が拡散しやすいため活動が広範囲になる。

→ ①に加え、広報活動及び避難誘導の充実化

・風無(風速2m以下) ... その場に滞留するため小範囲であるが高濃度である。

→ 救助活動、除染活動及び救急活動の充実・迅速化

・昼 ... 大気温が地上付近の空気の温度より低いため、空気の対流が起こり、蒸気が拡散しやすいため活動が広範囲になる。

→ ①に加え、広報活動及び避難誘導の充実化

・夜 ... 大気温が地上付近の空気の温度より高いため、蒸気はその場に滞留する。

→ 救助活動、除染活動及び救急活動の充実・迅速化

等

2章「化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合の初動活動」  
 3章「化学災害時における消防活動」  
 4章「生物災害時における消防活動」における共通事項の相違点を明らかにするため、章立てを変更し、記述内容を一本化する場合の記述例

レベル別活動隊の活動範囲

活動区域	活動内容	活動隊（防護措置）のレベル		
		疑われる場合	化学災害	生物災害
ホットゾーン	ホットゾーンの設定 簡易検知活動 危険排除(剤の収去、剤の収納容器の収去) 救助活動	レベルA	レベルA	レベルC
			レベルB	
ウォームゾーン	集合管理（生物） ウォームゾーンの設定 曝露者集合場所の決定 誘導活動（生物） 歩行可能な傷病者の誘導（疑われ・化学） 1次トリアージ 曝露者及び隊員等の除染活動	レベルB	レベルC	レベルC
			レベルB	
コールドゾーン	現場指揮本部の設置 コールドゾーン及び消防警戒区域の設定 情報収集 広報活動 避難誘導 2次トリアージポスト及び救護所の設置 2次トリアージ 救急搬送	レベルC レベルD	レベルD	レベルD

注 活動内容の欄、(生物)は生物災害におけるものを、(疑われ・化学)は化学災害又は生物災害の発生が疑われる場合、化学災害におけるものを、それ以外は、これらに共通するものを、それぞれ示す。